

議 第 五 号

仙台市議会会議規則の一部を改正する規則（案）

標記の議案を別紙のとおり地方自治法第百九条及び仙台市議会会議規則第十四条第二項の規定により提出します。

平成二十八年九月七日

提 出 者

議会運営委員会 委員長 渡 辺 博

仙台市議会議長

岡 部 恒 司 様

仙台市議会会議規則の一部を改正する規則

仙台市議会会議規則（昭和三十四年仙台市議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十九条（委員の議案修正）」を「第五十九条（委員の議案修正）」に改める。

第五十九条の二（分科会）」

第五十九条の次に次の一条を加える。

（分科会）

第五十九条の二 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、分科会を設けることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

理 由

委員会に分科会を設けることができるようにするため、現行規則の一部を改正する必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。